（裏面）

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）(抄)

（支給の制限）

第９条　子ども手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第28条第１項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

（届出）

第27条　第７条第１項の規定により子ども手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、平成22年６月１日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

２　子ども手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長（第16条第１項の規定によって読み替えられる第６条の認定をする者を含む。以下同じ。）に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類を提出しなければならない。

（調査）

第28条　市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、子ども手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

２　前項の規定によって質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

注　　意

１．　この調査員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

２．　この調査員証は、交付の日から１年間有効とする。

３．　この調査員証は、有効期間が経過し、又は不要となったときは、速やかに、返還しなければならない。

備考

１．厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。

２．大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

○農林水産省令第二十七号

国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十二年政令第七十八号）の施行に伴い、海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令の一部を改正する省令

海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令（昭和二十六年農林省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「令第六条の三」を「令第六条の四」に改める。

附　則

この省令は、国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

○総務省告示第百二十七号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第二十三条第六項の規定に基づき、認可地縁団体が解散前の特定一般社団法人又は特定一般財団法人と同一性を有すると認められるものとして総務大臣が定める基準を次のように定め、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十一日

総務大臣　原口　一博

告　示

認可地縁団体が解散前の特定一般社団法人又は特定一般財団法人と同一性を有すると認められるものとして総務大臣が定める基準

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第二十三条第六項の規定に基づき、認可地縁団体が解散前の特定一般社団法人又は特定一般財団法人と同一性を有すると認められるものとして総務大臣が定める基準は、次の各号に定めるものとする。

一　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百六十条の二第二項第四号に規定する規約について、次に掲げる要件のすべてに該当するものであること。

㈠　規約に定める目的に、解散した特定一般社団法人（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第四十一条第三項に規定する特定一般社団法人をいう。以下同じ。）又は特定一般財団法人（同項に規定する特定一般財団法人をいう。以下同じ。）の事業を承継する旨の定めがあり、また、当該特定一般社団法人又は特定一般財団法人の事業内容との同一性が認められること。

㈡　規約に定める資産に関する事項に、当該法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体、当該法人以外の認可地縁団体（法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体をいう。以下同じ。）、公益社団法人又は公益財団法人に帰属する旨の定めがあること。

㈢　規約に定める資産に関する事項に、剰余金の分配を行わない旨の定めがあること。

二　認可地縁団体の資産について、次に掲げる要件のすべてに該当するものであること。

㈠　解散した特定一般社団法人又は特定一般財団法人の残余財産以外の財産を保有していないこと。

㈡　解散した特定一般社団法人又は特定一般財団法人の残余財産の全部を取得したと認められること。